

○国立大学法人筑波技術大学クロスアポイントメント制度に関する規程

〔平成31年2月27日〕
規程第7号

国立大学法人筑波技術大学クロスアポイントメント制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学職員就業規則（平成17年規則第5号。以下「就業規則」という。）第12条の2の規定に基づき、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）における教育、研究及び産学連携活動等を推進するため実施するクロスアポイントメント制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「クロスアポイントメント制度」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 就業規則第2条第1号に規定する教育職員（以下「教員」という。）が本学の身分を保有したまま本学以外の機関（以下「相手方機関」という。）の職員として雇用され、本学及び相手方機関の業務を行うこと（ただし、兼業によるものを除く。）。
- (2) 相手方機関の職員の身分を保有する者が、当該相手方機関の身分を保有したまま本学の教員として雇用され、当該相手方機関及び本学の業務を行うこと。

2 この規定において「相手方機関」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 国立大学法人又は大学共同利用機関法人
- (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項の規定に基づき、同法及び個別法により設立された法人（同条第4項に規定する行政執行法人を除く。）
- (3) 営利企業
- (4) 海外の教育研究機関
- (5) その他学長が特に認めた機関

(適用条件)

第3条 クロスアポイントメント制度を適用する場合は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 本学の教育、研究及び産学連携の活性化に資するものであると認められること。
- (2) 本学の利益に相反しないこと。
- (3) 本学の教員としての倫理が保持されること。
- (4) 本学の教員としての職務遂行に著しい支障がないこと。
- (5) その他本学の職務の公正性、透明性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(申請及び承認)

第4条 本学の教員又は相手方機関の職員（以下「教員等」という。）に対しクロスアポイントメント制度の適用を希望する部局の長は、教授会の議を経て、別紙様式により、学長に申し出るものとする。

2 学長は、前項の申し出があった場合には、役員会の議を経て、適用の承認又は不承認

を決定する。

(協定の締結等)

第5条 学長は、前条の規定によりクロスアポイントメント制度を適用する場合は、相手方機関の長と協定を締結するものとする。

2 学長は、前項の協定内容のうち、労働条件に関する事項について、当該教員等に通知するものとする。

(適用期間)

第6条 クロスアポイントメント制度を適用する期間は、前条の規定により締結する協定により決定する。ただし、期間を定めた労働契約を締結している者については、当該労働契約の期間を超えることができない。

(勤務時間等の取扱い)

第7条 クロスアポイントメント制度を適用する教員等の勤務時間、休日及び休暇等の取扱いについては、国立大学法人筑波技術大学職員の勤務時間・休日・休暇に関する規程(平成17年規程第43号)の規定にかかわらず、第5条に定める協定により決定する。

2 クロスアポイントメント制度を適用する教員等の給与の取扱いについては、国立大学法人筑波技術大学職員給与規程(平成17年規程第46号)及び国立大学法人筑波技術大学年俸制適用職員給与規程(平成17年規程第13号)の規定にかかわらず、協定により決定する。

3 前2項に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度を適用する教員等の就業に関し必要な事項は、協定により決定する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別紙様式

平成 年 月 日

国立大学法人筑波技術大学長 殿

部局長等名

クロスアポイントメント制度適用申請書

国立大学法人筑波技術大学クロスアポイントメント制度に関する規程第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

フリガナ	
氏名	
生年月日(年齢)	昭和 年 月 日 (歳)
相手方機関名・職名等	
期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
部局等名・職名	
本学の業務割合	%
申請理由 (規程第3条の要件についても記載すること。)	
その他	

※年齢は、クロスアポイントメント開始年度における年度末年齢